

陳情文書表 (令和7年11月28日定例会提出)

陳情第4号

奈良市情報公開条例施行規則の改正を求める陳情書

令和7年11月12日受理

陳情者

●●●●●●●●●●●●●●●●

宇井 淳

趣旨

奈良市情報公開条例施行規則（電磁的記録の開示の方法）第8条2項「開示請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、」を削除してください。

理由

この文言ですと、例えば3項目で構成される表があったとして、そのうち2項目を開示請求した場合、全部ではなく一部の公開なので、結果は全く開示されないと読みます。

今回私は、全住民の新型コロナワクチンの接種歴と死亡との関係を統計的に調べようと少しをCD-Rで開示請求または申出しました。これには、住民基本台帳の項目を使いますが、生年月日や死亡日は必要ですが、氏名や住所は必要ありませんので、公開請求対象ではありません。台帳の一部開示になるので、欲しい項目どころか、全く公開されないです。これはおかしいと思います。憲法21条に規定される知る権利の侵害です。

あるものは出す、出せない部分を除いて公開するのが、情報公開法の趣旨だと思います。出せる項目だけの一部公開は、他の市町村では当たり前に対応してくれる場合が多いです。

貴自治体の奈良市第5次総合計画第5章しくみづくり（協働、行財政運営）、「1 市民参画と開かれた市政の推進」①市政への市民参画の推進、②協働によるまちづくりの推進、③市政情報の積極的な発信と戦略的な広報の推進に沿うものです。

以上